

＜基本構想＞

＜基本計画（基本的取組）＞

【将来都市像案】
豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野

【基本理念 1】
豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

【基本理念 2】
地域の特性を活かした活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

【基本理念 3】
安全・安心なまちづくりを進めよう

【基本理念 4】
お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

【まちづくりの方向性】

- 都市整備分野**
 - 1 快適で住み続けられる都市づくりの推進
 - 2 緑豊かで良好な都市景観の形成
 - 3 安全で利便性の高い都市基盤の充実
- 産業振興分野**
 - 1 地域特性を活かした産業振興の促進
 - 2 商工業の振興
 - 3 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興
 - 4 消費志向に合わせた都市型農業の推進
 - 5 自然と調和した林業の推進
 - 6 秋川の資源を活用した水産振興の推進
- 市民生活・環境分野**
 - 1 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進
 - 2 安全な暮らしを守る地域づくりの推進
 - 3 清潔で快適な循環型社会システムの構築
 - 4 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進
- 保健福祉分野**
 - 1 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実
 - 2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
 - 3 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実
 - 4 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
 - 5 地域福祉の推進
- 教育・文化分野**
 - 1 人権尊重教育の推進
 - 2 生涯学習社会の振興
 - 3 青少年の健全育成の推進
 - 4 個性を生かす学校教育の充実
 - 5 社会教育推進体制の整備
 - 6 文化・スポーツ・レクリエーションの振興
- 行財政分野**
 - 1 財政運営の健全化
 - 2 行政体制の効率化
 - 3 組織・人事体制の活性化
 - 4 協働によるまちづくりの推進
 - 5 広域行政・広域連携の推進

- (1) 計画的な土地利用の推進 (2) 居住環境の整備 (3) 市街地の整備 (4) 空き家対策の促進
- (1) 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組 (2) 公園・緑地の整備保全
- (1) 道路の整備 (2) 交通体系の整備 (3) 汚水処理の推進 (4) 河川の整備
- (1) 産業振興の推進 (2) 中小企業支援の推進
- (1) 商業の振興 (2) 工業の振興 (3) 商工業者の支援
- (1) 総合的な観光まちづくりの推進 (2) 楽しく歩けるまちづくりの推進 (3) 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出
- (1) 多様な農業者の育成・確保 (2) 魅力ある農業経営の確立 (3) 生産環境の整備
- (1) 林業経営基盤の整備 (2) 公益的機能の維持増進
- (1) 水産振興の推進
- (1) 地域コミュニティの活性化 (2) 多文化共生社会の推進
- (1) 防災・消防対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 交通安全の推進 (4) 平和なまちづくりの推進 (5) 公害防止の推進と生活環境の保全
- (1) ごみの減量化と適正処理の推進 (2) リサイクルの推進 (3) 地球温暖化対策の推進
- (1) 生物多様性保全の推進 (2) 水環境の充実 (3) 緑環境の充実
- (1) 健康づくりの充実 (2) 予防体制の充実 (3) 保健・医療提供体制の充実
- (1) 子どもたちが健やかに育つ環境の整備 (2) 保護者が子どもと共に成長できる環境の整備 (3) 社会全体が子育て家庭を支える環境の整備
- (1) 障がい者福祉の推進 (2) 自立生活の支援 (3) 社会参加の支援
- (1) 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進 (2) 多様な社会参加・生きがいづくりの推進 (3) 住み慣れた地域で高齢者が自立的に暮らすことのできる支援 (4) 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり
- (1) 地域福祉の推進
- (1) 人権尊重の推進 (2) 男女共同参画社会の実現
- (1) 生涯学習の推進
- (1) 学校での健全育成 (2) 地域や家庭での健全育成
- (1) 教育内容の充実 (2) 教育環境の整備
- (1) 社会教育の拠点整備 (2) 文化財の保護・活用の推進
- (1) 芸術文化の振興 (2) スポーツの推進
- (1) 財政健全化の推進 (2) 財源の確保 (3) 事務経費の合理化
- (1) 情報通信技術の活用 (2) ファシリティマネジメントの推進
- (1) 行政推進体制の整備 (2) 危機管理体制の整備
- (1) 市民活動の推進 (2) 市政情報の発信・共有
- (1) 広域行政の強化 (2) 広域連携の推進

＜まちづくりの方向性（節）＞

1 快適で住み続けられる都市づくりの推進

既存市街地・集落の根幹的な整備や再編、土地区画整理事業による市街地の整備を進め、地域開発への的確な指導・助言を行うなど、バランスのとれた計画的な都市づくりを進めていきます。また、良好な住環境づくりや空き家等の対策を進めるとともに、市営住宅の整備に取り組みます。

＜基本的取組＞

（1）計画的な土地利用の推進

＜取組内容＞

①市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進

②圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進

（2）居住環境の整備

①宅地開発事業等への指導

②地区計画による修復型まちづくりの推進

③市営住宅ストック総合活用計画の推進

（3）市街地の整備

①土地区画整理事業による新市街地の形成

②民間活力による新市街地の形成

（4）空き家対策の促進

①空き家の適正管理の促進

②総合的な空き家対策の検討推進

2 緑豊かで良好な都市景観の形成

あきる野市の市街地は、農地や緑地、周辺の山々の豊かな緑の中に溶け込んだ都市景観を形成しています。特に豊富な自然公園や、河川沿いの崖線緑地は、訪れる国内外の人々にやすらぎを与える貴重な財産であるといえます。このため、体系的な公園整備や緑地の保全施策に取り組むことで、バランスのとれた市街地整備を進めていきます。

また、都市環境条例などにより、あきる野らしい魅力のある景観づくりを進めていきます。

（1）緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

①緑確保の総合的な方針の推進

②魅力ある景観づくりの推進

③市民参加の継続

（2）公園・緑地の整備保全

①公園・緑地の適正管理等

②崖線の緑地の保全

<まちづくりの方向性（節）>

3 安全で利便性の高い都市基盤の充実

市民の日常生活において、道路、下水道等のライフライン、鉄道などの都市基盤は欠かすことのできないものであり、快適に暮らすためには、その安全性や利便性の確保が求められます。

道路については、市内間及び市内と市外を結ぶ幹線道路の整備を進めるほか、歩行者や自転車が安全に通行できるような整備を進めていきます。また、圏央道インターチェンジ周辺の活用にあわせ、計画的な整備を進めることにより、双方の役割分担と連携を図り、体系的な道路網の整備を図ります。下水道については、これまでも特に重要な都市基盤として整備を進めてきており、今後も引き続き整備を進めていきます。

さらに、道路、下水道等の適正な管理を行い長寿命化を進めていきます。

また、総合的な交通体系の整備を進めていきます。JR五日市線は、市民の暮らしや産業活動に非常に重要な役割を果たしており、利便性の向上に向けた取組を進めていきます。さらに、実証実験等を通じて、市内公共交通空白地域の解消を図り、市内公共交通網の整備を進めていきます。

<基本的取組>

<取組内容>

(1) 道路の整備

① **道路の整備の推進**

② 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進

③ 道路施設の整備・維持管理

(2) 交通体系の整備

① 既存交通の維持**及び利便性の向上**

② 公共交通網構築に向けた検討

③ **公共交通に関する意識啓発**

(3) 汚水処理の推進

① 下水道整備事業の推進

② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実

③ 雨水排水幹線の整備

④ 下水道整備区域における下水道利用の促進

⑤ **生活排水対策の推進**

⑥ **汚水処理の在り方の検討**

(4) 河川の整備

① 河川の整備

② **河川の維持管理・更新の推進**

③ 河川施設の整備・維持管理

<まちづくりの方向性（節）>

1 地域特性を活かした産業振興の促進

圏央道の整備等により、広域交通ネットワークが形成されたことで、産業系土地利用への期待が高まっている中、自立した職住近接型のまちづくりとして、環境に恵まれた地域特性を活かして、新たな産業の創出や地域産業の振興を促進して、地域経済力の強化を図っていくことが必要です。

このため、市全体の産業振興の方向性について計画を定め、圏央道インターチェンジ周辺などの基盤整備を進めるとともに、企業立地の誘導を推進します。一方、市内の中小企業の育成、事業拡大や継続に向けた支援を推進します。

<基本的取組>

<取組内容>

(1) 産業振興の推進

① 総合的な産業振興の推進

② 計画的な産業立地の推進

(2) 中小企業支援の推進

① 中小企業の育成【調整中】

2 商工業の振興

本市では、武蔵五日市線沿線の駅や幹線道路沿いを中心に店舗が進出し、商業核が形成されてきました。今後も、自立した職住近接型のまちづくりの推進に向け、商工業基盤の整備に合わせて、適正な商工業立地を誘導し活力ある商工業の振興を図ります。

また、個店や既存商店街においては、大型店の進出や通信販売の浸透により、消費者ニーズに大きな変化が生じ、地域商店の利用率の低下や、店主の高齢化、空き店舗の増加が深刻な課題となっています。その一方で、商店街組織と地域住民が一体となって、地域の素材や魅力を発信する「まちづくり活動」が広がりを見せており、市としてもこうした活動の支援を通して、買い物の場に留まらない「コミュニティ」や「防犯」といった商店街機能の充実と、地域の魅力や特性を活かしたまちづくりを進めます。また、個店の事業承継の支援と、開業・未成熟期の経営をサポートするための創業支援、創業者と空き店舗や空き家のマッチング支援を通じて、意欲のある若者等の定住促進に取り組みます。

(1) 商業の振興

① 商店街振興プランの推進

② 空き店舗の活用の促進

③ 特色ある店舗づくりの支援

④ IT等の活用による顧客の確保・拡大の支援

(2) 工業の振興

① 経営基盤の強化

② 企業間連携の促進

(3) 商工業者の支援

① 経営資源の支援

② (内部調整中)

<まちづくりの方向性（節）>

3 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

本市は、秋川渓谷を中心に豊かな観光資源を有しており、市外からも多くの人々が訪れています。圏央道の整備効果により、その発展の可能性は更に高まっており、市としてもあきる野市観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン」を策定し、その推進に努めています。特に、観光振興に向けた推進主体の強化、広域における連携などの更なる推進、戦略的なマーケティングに基づく観光プロモーションを展開していきます。また、多様化するニーズに対応した観光コンテンツを充実させるとともに、持続可能なツーリズムを確立することで、集客の促進を図ります。さらに、外国人を含む来訪者の受け入れ環境や、人材の育成、観光インフラの整備を進めます。

<基本的取組>

(1) 総合的な観光まちづくりの推進

(2) 楽しく歩けるまちづくりの推進

(3) 豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出

<取組内容>

① 観光プロモーション事業の推進

② 広域観光連携事業の推進

③ 観光関連組織等との連携強化

④ 国際化対応の推進

① 観光情報基盤の充実

② 観光駐車場及びトイレ機能の充実

③ 市内回遊と交通ネットワークの連携・整備の推進

① 観光拠点の魅力アップ整備の推進

② 観光ルートの整備の推進

③ 地域資源を活かしたツーリズムの確立

④ 集客性の高いイベントの支援

⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進

4 消費指向に合わせた都市型農業の推進

本市では、市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業を推進しています。しかし、農業従事者の高齢化・従事者不足から農地の減少とともに、遊休農地（耕作放棄地）や鳥獣による被害などの問題も抱えています。このような中で、地産地消を更に推進するために、市民が農業に対する理解を深め、消費者との信頼関係を築き上げることが必要なため、農業者と消費者が一体となったあきる野農業を推進します。さらに、適正な有害鳥獣の駆除を行い、遊休農地の解消や担い手の育成を推進し、消費者ニーズに見合った多品目の農産物を生産することで、共同直売所から市民等に供給する「地産地消型」の農業を展開していきます。

(1) 多様な農業者の育成・確保

(2) 魅力ある農業経営の確立

(3) 生産環境の整備

① 農業経営者の支援と確保・育成

① 農作物の販売施設の拡充

② 安心・安全な農畜産物の供給

③ 農作物のブランド化の推進

④ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

① 優良農地の保全

② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進

③ 農作物への被害防止対策の推進

＜まちづくりの方向性（節）＞

5 自然と調和した林業の推進

本市の市域の約6割を占める森林は、市民のみならず多くの都民に木材や憩いと安らぎの場を提供してきました。しかし、古くから地域の基幹的な産業である林業は、長引く木材価格の低迷などにより、厳しい経営環境にさらされ、経営者の高齢化や担い手の確保が課題となっています。

これらの課題に対応するため、生産基盤の整備や森林環境譲与税（※）の活用を進めていくほか、公共性の高い林業の経営安定を図るとともに、森林の多面的機能を高める施策を進め、自然と調和した林業の推進に取り組んでいきます。

※森林環境譲与税...森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、創設された税。

＜基本的取組＞

(1) 林業経営基盤の整備

(2) 公益的機能の維持増進

＜取組内容＞

① 東京都森林組合との連携強化

② 生産基盤の整備の推進

③ 多摩産材の利用拡大の推進

④ 森林環境譲与税の活用

① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進

② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進

6 秋川の資源を活用した水産振興の推進

本市では、秋川でアユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が行われています。水質の改善や魚道の改修等により、近年復活した天然江戸前アユが遡上できるような魚道環境の維持管理を行います。

(1) 水産振興の推進

① 魚道の維持・管理

② 江戸前アユのブランド化

<まちづくりの方向性（節）>

1 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

住民自治の基本は、町内会・自治会であると言われてるように、その役割は市政にとって重要なものであります。

また、住みよい地域づくりを進めるためには、暮らしに密接な関わりを持つコミュニティ活動が、市民主体で活発に行われていくことが必要です。個々のプライバシーを守りながら、国籍や文化を越えて、本市に住むすべての人々の連帯・交流に支えられた地域づくりに取り組み、国際社会に対応できる、豊かな国際感覚の育成と、コミュニティ活動への支援を進めていきます。

さらに、市民活動が公的な役割を果たすことの社会的重要性は、様々な分野で今後ますます増加してくるものと思われまます。市政との役割分担を図りながら、市民活動の支援を進めていきます。

<基本的取組>

<取組内容>

(1) 地域コミュニティの活性化

①町内会・自治会への加入の促進

②町内会・自治会の活性化の支援

③町内会・自治会活動の支援

④町内会・自治会間の交流の支援

⑤各種団体の支援

⑥地域コミュニティ団体の支援

(2) 多文化共生社会の推進

①外国人にやさしいまちづくりの推進

②国際化推進体制の充実と関係団体への支援

③国際交流活動の推進

2 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

市民の安全な暮らしを守るには、消防・防災、防犯、交通安全などの施設・設備及び仕組みの充実が必要であり、地域防災計画に基づく各種災害への備えや、事件・事故を未然に防ぐ取組を進めていきます。

この取組には、市民意識の向上も必要不可欠であり、市民間の協力体制づくり等も進めていきます。また、様々な市民生活に影響を及ぼす公害等への対応が求められており、安全で快適な市民生活を守るため、市としての的確な取組を進めていきます。

(1) 防災・消防対策の推進

①防災施設・設備等の充実

②住民や地域の防災力育成と支援

③消防力の充実

④避難行動要支援者の支援体制づくりの推進

⑤住宅の耐震化の推進

⑥国土強靱化の推進【調整中】

⑦防災・減災に対する外部連携の強化

(2) 防犯対策の推進

①防犯意識の普及・啓発及び向上

②防犯体制の充実

(3) 交通安全の推進

①交通安全運動等の推進

②駅周辺の自転車駐輪場の適正管理等

(4) 平和なまちづくりの推進【調整中】

①非核平和都市宣言の発信

②平和を学ぶ取組の推進

(5) 公害防止の推進と生活環境の保全

①公害知識の普及と啓発の推進

②公害の未然防止・早期対応の推進

<まちづくりの方向性（節）>

3 清潔で快適な循環型社会システムの構築

環境問題への地球規模での対応が進められていく中、本市においても持続的発展が可能な、地球にやさしい循環型の社会づくりが求められています。ごみの減量やリサイクルの促進、食品ロスの削減に向けての取組が進められていることから、市民や事業者との協働により、資源循環型社会の構築に向け、地域一体となった取組を進めていきます。
また、地球規模の環境問題である地球温暖化に対応するため、市全域の省エネ等を推進する必要があります。

<基本的取組>

<取組内容>

(1) ごみの減量化と適正処理の推進

①ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築

②ごみ減量化の推進

③食品ロス削減の推進

④環境美化活動の推進

(2) リサイクルの推進

①リサイクルシステムの充実

②資源回収の推進

③ごみの堆肥化の促進

(3) 地球温暖化対策の推進

①国や都と連携した地球温暖化対策の推進

②市役所で使用する車両への次世代自動車等への導入の検討・推進

4 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

本市は住宅地付近にも豊かな水と緑が存在し、市民の快適でやすらぎのある生活を支えているだけでなく、様々な生きものの生息・生育の場となっています。自然環境と調和したまちづくりを進めるにあたっては、こういった身近な水と緑を保全していくことも重要な要素の一つとなっています。

そのため、生物多様性の保全に向け、市民等との連携の下、緑や水の保全を進めるとともに、希少種の保護、外来種対策などに取り組んでいきます。

(1) 生物多様性保全の推進

①自然環境の保全の推進

②希少動植物保護の推進

③外来種対策の推進

(2) 水環境の充実

①河川及び湧水池の水質保全

②雨水対策の推進

(3) 緑環境の充実

①保存緑地や公開緑地の指定の推進

②公共施設及び民間施設の緑化の推進

<まちづくりの方向性（節）>

1 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

市民一人一人がいきいきと暮らすためには、生涯を通じて健康を保つことが大切であり、自らの健康管理で健康的な生活習慣を身につけ、健康の増進と疾病の早期発見を図ることが必要です。そのため、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた健（検）診や保健・栄養相談、健康教育等を実施し、正しい知識の普及や意識の高揚を図ると共に、関係機関との連携をとりながら、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。

また、高齢化の進展や疾病構造の変化により医療ニーズが複雑化・多様化する中で、市民が住み慣れた地域で、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医療の推進と健康の保持増進から疾病の早期発見及び医療までの包括的、総合的な保健・医療体制の充実を図ります。

2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで活力ある都市づくりをめざす本市においては、全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進していきます。

そのため、全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境づくりに取り組むとともに、保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境づくりに取り組みます。さらに、子どもと子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでいきます。

<基本的取組>

<取組内容>

（1）健康づくりの充実

- ① 各種健康診査・検診等の充実
- ② 地域における健康づくりの推進
- ③ ボランティアの育成
- ④ 食育の推進
- ⑤ 心の健康づくりの推進

（2）予防体制の充実

- ① 予防接種の促進・充実
- ② 感染症対策の充実
- ③ 薬物乱用防止対策の推進

（3）保健・医療提供体制の充実

- ① 医療と福祉の連携及び強化

（1）子どもたちが健やかに育つ環境の整備

- ① 幼児教育・保育の充実
- ② 成長段階に応じた健全育成
- ③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実

（2）保護者が子どもと共に成長できる環境の整備

- ① 母子とその家族の健康の保持・増進
- ② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実
- ③ 子育てに対する意識啓発と情報提供
- ④ 子育てしやすい支援体制の充実
- ⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

（3）社会全体が子育て家庭を支える環境の整備

- ① 子どもの安全・安心の確保
- ② 子育てを支援する生活環境等の整備
- ③ 地域における子ども・子育て支援の推進
- ④ 仕事と子育ての両立の推進

<まちづくりの方向性（節）>

3 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実
 市民の誰もが同等に生活できるノーマライゼーション（※）を実現した社会づくりをめざし、障がいのある人の立場に立った施策を総合的に推進していく必要があります。そのため、障害の状況に応じた、的確な障害福祉サービスの提供等が行われる仕組みづくりを進めるとともに、市民や事業者等に対する合理的な配慮及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組んでいきます。※ノーマライゼーションについては障がい者福祉計画には記載がないため調整する。

※ノーマライゼーション...障がい者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。障がい者等を特別視するのではなく、地域社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、障がいのある人もない人も社会の構成員として、同等の権利を享受し、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。

4 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、あるいは認知症高齢者等の増加に伴い、高齢者に対する介護の不安や負担が高まっています。市民の老後の生活に対する不安を軽減し、高齢者が地域に安心して住み続けられる環境づくりを行うとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

<基本的取組>

(1) 障がい者福祉の推進

(2) 自立生活の支援

(3) 社会参加の支援

(1) 健康づくりと介護
 予防・フレイル予防
 の推進

(2) 多様な社会参加・
 生きがいづくりの促進

(3) 住み慣れた地域で
 高齢者が自立的に暮
 らすことのできる支
 援

(4) 高齢者や介護者を
 地域ぐるみで支える
 仕組みづくり

<取組内容>

- ① 障害や障がい者に対する理解の推進
- ② 障がい者への虐待防止
- ③ 療育の支援・推進
- ① 地域における自立生活への支援
- ② 情報提供の充実
- ③ 在宅支援サービスの充実
- ④ 支援機関との連携
- ⑤ コミュニケーション支援の充実
- ⑥ 地域生活への移行促進
- ① 日中活動の場の確保
- ② 移動・コミュニケーション支援サービスの推進
- ③ 就労の支援
- ④ 社会復帰の促進
- ⑤ 障がい者雇用の促進
- ⑥ スポーツ・文化活動の充実と参加の支援
- ⑦ 障がい者団体の運営支援
- ① 健康づくりへの支援
- ② 介護予防・フレイル予防の推進
- ① 就業への促進
- ② 社会参加への促進
- ① 介護人材の確保・定着・育成
- ② 介護サービスの質の確保
- ③ 介護保険事業の基盤の整備
- ④ 自立した生活への支援
- ⑤ 家族介護者への支援
- ① 地域のネットワークづくり
- ② 認知症支援の充実
- ③ 権利擁護事業の普及と活用促進
- ④ 総合的な相談・支援体制の充実
- ⑤ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑥ 生活環境の整備と支援

<まちづくりの方向性（節）>

5 地域福祉の推進

複雑化、多様化している生活課題や個別課題に対応できる相談支援体制を構築するとともに、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進め、地域福祉を推進します。

<基本的取組>

（1）地域福祉の推進

<取組内容>

- ①保健福祉相談内容の包括的な解決体制の推進
- ②生活困窮者に対する相談・支援等の充実
- ③お互いに支え合い、助け合う地域づくり
- ④成年後見制度の利用促進
- ⑤ボランティアの育成と支援
- ⑥すべての人が快適に暮らせる環境づくりの推進
- ⑦福祉サービスの質の確保

<まちづくりの方向性（節）>

<基本的取組>

<取組内容>

1 人権尊重教育の推進

現在、障害のある方の社会参加や性別・年代に関係のない男女平等の精神の浸透など、共生社会が進められております。市でも、これらの取組を推進するとともに、あらゆる場面において、多様性や個人の価値を尊び、愛する心を育てるため、学校教育、社会教育活動全体を通して、人権教育を進めていきます。

(1) 人権尊重の推進

① 人権教育の推進

② いじめ問題への対応の推進

(2) 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画の推進

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

2 生涯学習社会の振興

高齢化の進展や、人々の価値観、ライフスタイルの変化等により、ゆとりと豊かさのある生活が重視されてきており、市民が多様な学習や活動を行い、生きがいを持って生活できるよう、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、自己が学んだことを市民に還元する循環型生涯学習社会の実現をめざします。また、民間事業者の協力を得るなど、生涯学習を体系的に構築し、積極的に取り組んでいきます。

(1) 生涯学習の推進

① 生涯学習の機会や場の充実

② 人材育成の充実

3 青少年の健全育成の推進

青少年の関わる様々な社会問題が多様化・顕在化しているなか、青少年が様々な体験を通して人と人との関わりを深めながら、互いを認め合い、高め合う中で心身の健康の増進を図ることが必要となっています。市では青少年健全育成地区委員会やPTAによる活動が展開されていますが、これまでと同様に、学校・家庭・地域社会の連携の下に、郷土芸能の伝承やボランティア活動など、様々な活動を通じて青少年の健全育成を図っていきます。

また、児童の健全な遊び場の提供や青少年の不安や悩みに応える機会づくり、寄り添うことのできる人材育成に取り組んでいきます。

(1) 学校での健全育成

① せせらぎ教室の充実

② 教育相談等の充実

(2) 地域や家庭での健全育成

① 健全育成活動の充実

② 学校・家庭・地域の連携及び協働による教育環境の充実

③ 子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討

＜まちづくりの方向性（節）＞

4 個性を生かす学校教育の充実

今後、社会の変化の激しさは増していくことが予想されます。そのため、児童・生徒一人一人が主体性をもつとともに、個性を輝かせ、多様な人々と協働しながら暮らしていくことを支える必要があります。本市では、特別支援教室の推進、豊かな自然を利用した体験活動など特色ある教育を進めております。こうしたことから、児童・生徒が生涯を通じて社会の変化に対応していけるよう、自ら学ぶ意欲を養い、個性を生かす教育の充実を図っていきます。そして、児童・生徒や地域の現状と課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、各教科等のそれぞれ特質に応じた、児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、教職員の研修の充実、学校施設の計画的な整備、ICT（※）環境の整備などに取り組んでいきます。

また、幼児教育に対する支援を継続的に行っていきます。

※ICT…Information&CommunicationsTechnology の略で、情報通信技術のこと。

5 社会教育推進体制の整備

市民が、生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育の充実を図っていきます。本市では、市民団体が様々な活動を展開していますが、その活動へ専門的な助言を行える人材の育成や、活動拠点である公民館、体育館等の施設の均衡ある整備が必要となってきました。

また、図書館機能の充実、あるいは郷土の歴史や自然を学ぶことができる場の充実などにより、心豊かで文化的な地域社会づくりを進めるための体制を整備していきます。

さらに、市内には数多くの貴重な文化財が点在していることから、それらの研究、伝承、保管、展示する活動に取り組んでいきます。

＜基本的取組＞

＜取組内容＞

（1）教育内容の充実

① 特別支援教育の推進

② ICT教育の充実

③ 教育指導の充実

④ 確かな学力の定着

⑤ 特色ある学校づくりの推進

⑥ 教員の資質・能力の向上

⑦ 幼児教育の振興の支援

（2）教育環境の整備

① 学校施設の適正管理

**② 情報化社会に対応した教育環境の整備
【調整中】**

③ 学校保健の充実

④ 子どもの安全確保の推進

⑤ 学校給食センター整備の推進

（1）社会教育の拠点整備

① 図書館施設の維持管理および整備の充実

② 図書館機能の整備・充実

（2）文化財の保護・活用の推進

① 文化財の保護と活用

② 伝統芸能保存活動の支援

③ 郷土学習の支援

＜まちづくりの方向性（節）＞

6 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

市民が、生涯を通じて文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、活動の機会や場を提供するなどの支援を行っていきます。市内には文化の創造・交流の場や、健康づくり・生きがいづくりのためのスポーツ・レクリエーション施設があり、活発な活動が行われています。今後も、施設の利用状況等動向を見極めながら、それらの施設を安全で快適に利用できるように維持管理の充実や、各種教室・大会等の開催などによるソフト面の充実、あるいは専門的な助言を行うことができる指導者の育成や体制整備を進め、市民活動を支えていきます。

＜基本的取組＞

（1）芸術文化の振興

（2）スポーツの推進

＜取組内容＞

①文化・レクリエーション活動の拠点施設の充実

②文化活動の促進

①ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

②スポーツをする場の整備・充実・確保

③地域団体の支援と連携によるスポーツの振興

④市の特性を活かしたスポーツ推進

<まちづくりの方向性（節）>

<基本的取組>

<取組内容>

1 財政運営の健全化

本市の財政は、市税収入が低迷する一方で、社会保障関係経費を含む経常的な経費が増大しており、財政の硬直化が進んでいます。こうした硬直した財政状況の下では、新しい市民の要望に対応することが難しくなります。そのため、積極的な財源の確保に努めるとともに、創意工夫による経常的な経費の削減や適正な受益者負担の導入などによって歳出の抑制に努め、市民の要望に柔軟に対応できる健全な財政運営を推進していきます。

(1) 財政健全化の推進

① 計画的な財政運営

② 企業会計的手法の活用

(2) 財源の確保

① 自主財源の確保に向けた取組

② 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

(3) 事務経費の合理化

③ 受益者負担の適正化

④ 補助金・負担金の適正化

⑤ 計画的な産業立地の誘導（再掲）

① 事務事業の見直し

② 民間活力の導入

2 行政体制の効率化

本市は、多様化する住民の要望に的確かつ柔軟に対応できる効率的な行政体制の確立を推進してきており、今後も一層の取組を進めていきます。

そのため、AI（※）・RPA（※）の導入などにより事務の効率化や市民の利便性を高めるとともに、少子高齢化など時代の要請の変化に対応するため、業務の量や質、社会情勢などを検証しながら指定管理者制度等の活用を継続していきます。さらに、総合管理計画に基づき、将来のまちづくりを踏まえ、公共施設等の統廃合・維持・更新に向けた方向性を示し、公共施設等の適正化を推進していきます。

また、増大する事務事業に対し整理合理化を図るとともに、発達する情報通信技術を活用して地域社会と行政の情報化を更に推進していきます。

(1) 情報通信技術の活用

① ICTの利活用の促進

② 情報セキュリティ対策の強化

(2) ファシリティマネジメントの推進

① 公共施設等の総合管理の推進

② 低未利用地等の利活用の推進

③ 指定管理者制度の適切な運用

④ 公共サービスの利便性向上

⑤ 第三セクターの適正運営

※AI...Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

※RPA...Robotics Process Automation の略で、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。判断を伴わない定型業務等を自動的に行わせることで、業務の効率化や正確性の向上が期待される。

3 組織・人事体制の活性化

多様化する市民の要望に的確に対応できるよう、組織体制や人事体制を活性化させることが必要です。そのため、組織・人事体制を計画的に見直し、会計年度任用職員の適正な任用を含め、効率的かつ効果的な組織の見直しを行うとともに、定員の適正化に努めます。

また、市政の担い手である職員一人一人が上述の基本理念を理解し、経営感覚・コスト意識と職務遂行能力が高く改善・改革意識の高い行動力を持つことができるよう、人材の育成に取り組んでいきます。

(1) 行政推進体制の整備

① 効率的・効果的な組織の見直し

② 職員体制の活性化

③ コンプライアンス・内部等機能の強化（一部再掲）

(2) 危機管理体制の整備

① 危機管理体制の整備

＜まちづくりの方向性（節）＞

4 協働によるまちづくりの推進

近年、市民参加の気運が高まり、市民と密接に関わる基礎的自治体として市民の要望を把握し反映させることが市には求められています。また、民間のボランティア活動が多様化する中で、ボランティア活動を市政に活用する仕組みを作ることが重要になっています。こうしたことから、オープンデータ化や情報公開の推進による市政の透明化、広報広聴の充実、積極的なシティプロモーション等を行うとともに、行政と市民の役割分担を明確にしながら、行政の責任と市民の協力の下で市民参加のまちづくりを推進していきます。

＜基本的取組＞

＜取組内容＞

(1) 市民活動の推進

① 協働のまちづくりの推進

② 町内会・自治会活動の支援（再掲）

③ 市民組織等との連協・協働

④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

⑤ 市民参加の継続（再掲）

(2) 市政情報の発信・共有

① 市政情報の共有化

② 広報の充実

③ 広聴の充実

④ シティプロモーションの推進

5 広域行政・広域連携の推進

人口減少社会において、地域社会の持続可能性を高めるため、地域の総力を結集して人口減少がもたらす課題に対応する必要があります。高齢化や人口の減少に伴い、財源や人的資源の縮小・減少が見込まれる中、市町村間の広域的な連携などの工夫が求められます。本市のまちづくりにおいては、国や東京都との連携に加え、各課題に関連する自治体や関係機関と一層の協力・連携を図ります。

(1) 広域行政の強化

① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化

② 一部事務組合等による連携の強化

③ 広域的な防災対策の推進（一部再掲）

(2) 広域連携の推進

① 関係自治体との連携

② 姉妹都市、友好都市との交流の充実（一部再掲）

③ 学校給食センター整備の推進（再掲）